

被保険者に対する特定保健指導業務委託実施要綱

(令和 4 年 4 月 1 日改正)

新	旧
<p style="text-align: center;">全国健康保険協会管掌健康保険 被保険者に対する特定保健指導業務委託実施要綱</p> <p>(略)</p> <p>2 委託業務の内容</p> <p>特定保健指導実施機関に委託できる業務は、次の(1)から(5)とする。</p> <p>(1) 特定保健指導</p> <p>高確法第 18 条第 1 項に規定する特定保健指導を実施する業務。</p> <p>なお、業務の実施に当たっては、「実施基準」のほか、「手引き」及び「標準プログラム」等に則って実施させること。</p> <p>(2) 階層化</p> <p>(1)の業務を実施するため、「実施基準」及び「手引き」に則って、対象者の階層化及び動機付け支援相当の要件に該当しているかの判定を行う業務。</p> <p>※ 詳細については、「全国健康保険協会保健指導レベル（階層化）について」を参考にすること。</p> <p>(3) 継続的支援</p> <p>特定保健指導対象者のうち、協会保健師等が初回面談を実施した対象者に対して、3ヶ月以上の継続的な支援や実績評価を実施する業務。</p> <p>なお、業務の実施に当たっては、「実施基準」のほか、「手引き」及び「標準プログラム」等に則って実施させること。</p> <p>(4) 特定保健指導における血液検査等検査</p> <p>協会保健師等または受託機関が実施する特定保健指導の利用者のう</p>	<p style="text-align: center;">全国健康保険協会管掌健康保険 被保険者に対する特定保健指導業務委託実施要綱</p> <p>(略)</p> <p>2 委託業務の内容</p> <p>特定保健指導実施機関に委託できる業務は、次の(1)から(5)とする。</p> <p>(1) 特定保健指導</p> <p>高確法第 18 条第 1 項に規定する特定保健指導を実施する業務。</p> <p>なお、業務の実施に当たっては、「実施基準」のほか、「手引き」及び「標準プログラム」等に則って実施させること。</p> <p>(2) 階層化</p> <p>(1)の業務を実施するため、「実施基準」及び「手引き」に則って、対象者の階層化及び動機付け支援相当の要件に該当しているかの判定を行う業務。</p> <p>※ 詳細については、「全国健康保険協会保健指導レベル（階層化）について」を参考にすること。</p> <p>(3) 継続的支援</p> <p>特定保健指導対象者のうち、協会保健師等が初回面談を実施した対象者に対して、3ヶ月以上の継続的な支援や実績評価を実施する業務。</p> <p>なお、業務の実施に当たっては、「実施基準」のほか、「手引き」及び「標準プログラム」等に則って実施させること。</p> <p>(4) 特定保健指導における血液検査等検査</p> <p>協会保健師等または受託機関が実施する特定保健指導の利用者のう</p>

ち、希望者に対し、血液検査等検査を実施する業務。

なお、血液検査等検査において実施する検査項目は、「実施基準」第1条第1項第3号～9号に規定する項目とし、「標準プログラム」等に則って実施させること。

(5) 付随業務

(1)～(4)の業務に付随する利用勧奨、報告、管理等、必要な業務。

なお、健診当日に特定保健指導を実施する健診実施機関においては、健診申込時や問診票送付時等の機会を活用し、当日の特定保健指導の利用勧奨を実施させること。

※ 平成30年3月31日以前の生活習慣病予防健診等の結果に基づき、(1)～(3)の業務を実施させる場合は、平成30年4月改正前の「実施基準」等に則って実施させること。

※ 「モデル実施」に関する業務は委託しない。

7 受託機関の要件

(1) 特定保健指導の受託機関は、次の要件をすべて満たしている者とする。

ア 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成25年厚生労働省告示第92号) 第2「特定保健指導の外部委託に関する基準」に満たしていること。

また、業務の一部を他の実施機関に委託する場合には、ホームページ上の「運営についての重要事項に関する規定の概要」に、再委託の範囲及び委託先等を明示するとともに、「手引き」の『特定保健指導における元請け・下請けの定義』の範囲内とすること。

イ 高確法及びその他関係法令を遵守し、「標準プログラム」に則って

ち、希望者に対し、血液検査等検査を実施する業務。

なお、血液検査等検査において実施する検査項目は、「実施基準」第1条第1項第3号～9号に規定する項目とし、「標準プログラム」等に則って実施させること。

(5) 付随業務

(1)～(4)の業務に付随する利用勧奨、報告、管理等、必要な業務。

※ 平成30年3月31日以前の生活習慣病予防健診等の結果に基づき、(1)～(3)の業務を実施させる場合は、平成30年4月改正前の「実施基準」等に則って実施させること。

※ 「モデル実施」に関する業務は委託しない。

7 受託機関の要件

(1) 特定保健指導の受託機関は、次の要件をすべて満たしている者とする。

ア 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成25年厚生労働省告示第92号) 第2「特定保健指導の外部委託に関する基準」に満たしていること。

また、業務の一部を他の実施機関に委託する場合には、ホームページ上の「運営についての重要事項に関する規定の概要」に、再委託の範囲及び委託先等を明示するとともに、「手引き」の『特定保健指導における元請け・下請けの定義』の範囲内とすること。

イ 高確法及びその他関係法令を遵守し、「標準プログラム」に則って

<p>特定保健指導を実施できること。</p> <p>ウ 継続的支援業務の受託機関は、「標準プログラム」に則って、対象者に対して適切に受診勧奨が実施できること。</p> <p>エ 遠隔保健指導を実施する場合は、「遠隔保健指導実施通知」及び「遠隔保健指導実施手引き」に則って実施できること。</p> <p>また、「政府機関・地方公共団体等における業務での LINE 利用状況調査を踏まえた今後の LINE サービス等の利用の際の考え方(ガイドライン)」(内閣官房・個人情報保護委員会・金融庁・総務省)を遵守すること。</p> <p>(略)</p>	<p>特定保健指導を実施できること。</p> <p>ウ 継続的支援業務の受託機関は、「標準プログラム」に則って、対象者に対して適切に受診勧奨が実施できること。</p> <p>エ 遠隔保健指導を実施する場合は、「遠隔保健指導実施通知」及び「遠隔保健指導実施手引き」に則って実施できること。</p> <p>(略)</p>
---	--